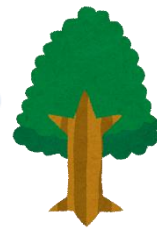


～緑あふれる快適なまちづくりをめざして～



# 新たに生垣を設置する方に 補助金を交付します



東海村では、緑化の推進及び生物多様性の保全のため、新たに生垣を設置する場合や既存のブロック塀等を撤去して設置する場合を対象に、補助金を交付しています。

緑豊かな庭づくりの一環として、生垣を設置してみませんか？

## 生垣の効果

- 1 美しい町並みの景観をかたちづくる
- 2 緑豊かで潤いのあるまちができる
- 3 空気をきれいにする
- 4 気温を調節する
- 5 周囲の騒音を吸収し、やわらげる
- 6 災害時、倒壊による避難路の遮断を防ぐ

## 生垣に適した樹木



- ・サザンカ
- ・ヒイラギ
- ・マサキ
- ・イヌツゲ
- ・ドウダンツツジ
- ・ウバメガシ
- ・カイズカイブキ

生垣の設置は、生き物が生息できる環境を整えることにつながります。在来の樹種を選ぶことで、地域の生態系を保全することができます。

## 補助金の対象と条件

次の1～5の要件を全て満たすものが対象となります。

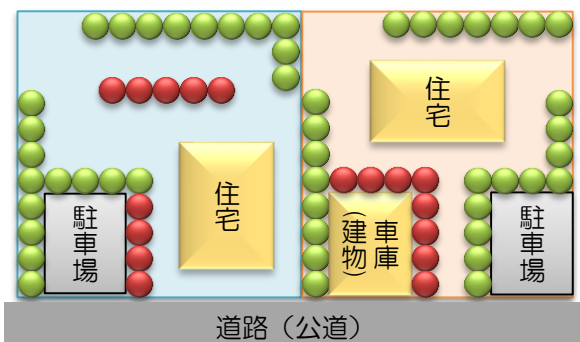
1. 村内に所在する住居、事務所等
2. 新たに生垣を設置するもしくは既存のブロック塀等を撤去して生垣を設置する
3. 設置する場所が公衆用道路もしくは個人の敷地に面し、その部分の長さが2m以上である
4. 樹木の高さが90cm以上で、延長1m当たり2本以上植える
5. 10年以上保全する（10年後に調査します。）

\*必ず事前に申請してください。生垣を設置された後の申請は補助金の対象とはなりません。

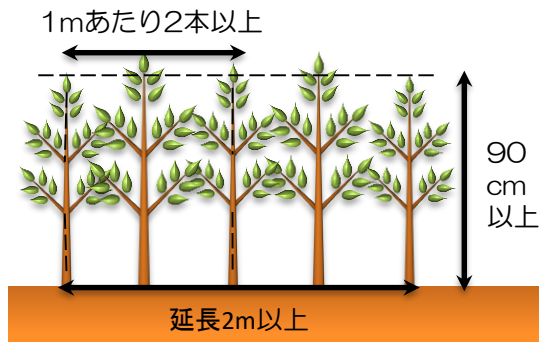
\*申請者以外の方が所有する土地に生垣を設置する場合は、土地所有者の承諾書が必要となります。

## イメージ図

図① ● は補助対象、● は補助対象外となります。



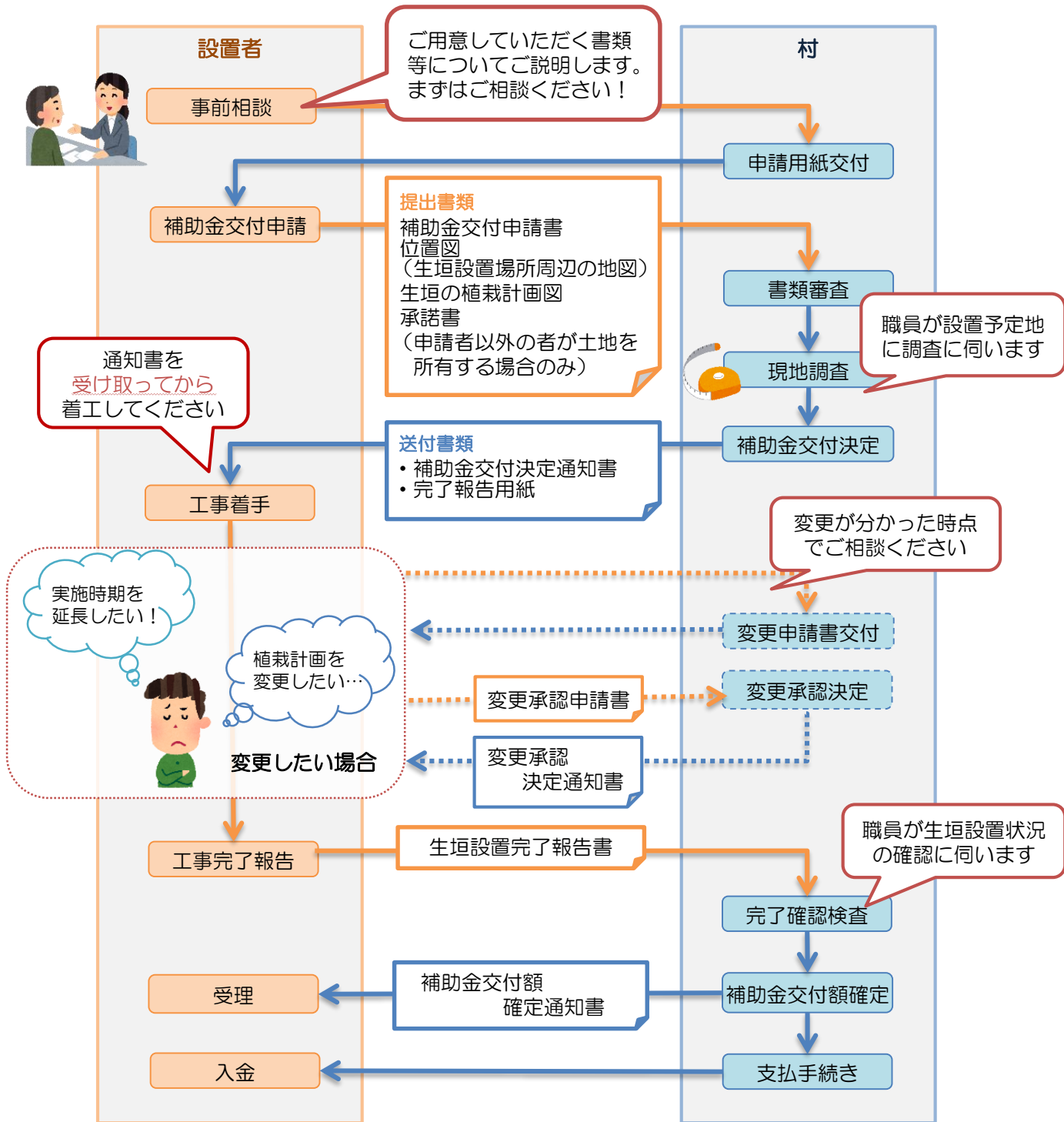
図②



補助金額	補助単価	1mあたり 3,000円	1m未満切捨て
	限度額	50,000円	一戸建住宅については限度額なし

※東海村生垣設置補助金交付要綱の一部改正（平成30年4月1日施行）に伴い、既存のブロック塀等を撤去して生垣を設置する場合に係る補助額「1m当たり6,000円」については「1m当たり3,000円」に変更となりました。

## 補助金申請から交付までの流れ



## 生垣を保全するために

- ◎地域の気候や植栽する場所に適した樹種を選びましょう。
- ◎定期的な剪定をすることで、きれいな形・適した大きさを保つことができ、病虫害を予防します。もし病気や害虫の影響で木が枯れてしまったら、すぐに植え替えて被害が広がるのを防ぎましょう。

自分で管理するのが難しい…庭師に剪定を頼むといくらかかるの？

\*生垣刈込の値段(目安) ※敷地の条件、土壌、樹種・規格・数量によって値段が変わります。

高さ	金額(目安)
2~3m未満	約2,000円/㎡
1~2m未満	約1,000円/㎡
1m未満	約500円/㎡



(出典 公益財団法人 都市緑化機構「緑のキキメ」)

【お申し込み・お問い合わせ先】

東海村 村民生活部 環境政策課  
環境計画・緑化推進担当  
TEL: 029-282-1711 (内線1454)  
FAX: 029-287-0479  
E-mail: kankyuu@vill.tokai.ibaraki.jp